

「専攻の変更」について

1. 「専攻の変更」とは何か

「専攻の変更」とは、法学部法律学科内部で、現在所属する専攻から、他の2つの専攻のいずれかに所属を変更することです。

現在所属している専攻には、各専攻が採用する入学試験制度を通じて入学したのですから、専攻を変更するには、本来であれば、もう一度受験して入学しなおさなくてはなりません。「専攻の変更」は、それを再度の受験・入学を経ない形で認めるものです。したがって、**専攻の変更は、希望すれば当然に認められるものではなく、選考を経たうえで、例外的に許可される**ものですので、その点について十分留意してください。

2. 「専攻の変更」を願い出るにあたって

①本当に「専攻の変更」をしなくてはならないか、よく考えること。

一度専攻を変更した後は、再度「専攻の変更」をすることは認められませんので、本当に「専攻の変更」をしなくてはならないのかについては、よく考えてから（必要ならば保証人とも相談をしたうえで）出願してください。

②変更を希望する先の専攻のカリキュラムについて熟知すること。

法学部は専攻ごとにカリキュラムと授業形態が大きく異なります。専攻を変更した後になって、カリキュラムの違いに後から気づいて、「専攻の変更」を後悔したりすることのないようにしてください。まずは、入学時に配布された「履修要綱」をよく読んで、変更希望先の専攻のカリキュラムについてきちんと理解しておいてください。（また、必ず4の留意事項を読んでください。）

変更先のカリキュラムについて十分な理解があるかどうか、特に専攻を変更した場合の不利益に関してよく理解しているかどうかは、専攻の変更の可否を判断する際の要素の1つですので、選考時に質問されることがあります。

3. 「専攻の変更」が認められるための条件

「専攻の変更」が許可されるには、少なくとも、以下の条件を満たす必要があります。選考では、これらの点について説明してもらうことがあります。

①専攻を変更するだけのやむを得ない事由、または、専攻を変更するに足る十分な理由があること。

入学前には相応の理由があって、他の2つの専攻ではなく、現在所属する専攻を志望したはずですが、にもかかわらず、入学した後になって「専攻の変更」を願い出るというのですから、専攻を変更しなくてはならない事由・理由が何であるかは、専攻の変更の可否を判断する際に重要な意味をもちます。

②専攻を変更しても教養総合／共通教育／共通教育科目・専門教育科目の履修ならびに卒業につき特に支障がないこと。

以下の4にあるように、専攻を変更すると、必ずカリキュラム・履修上不利となる点がありますので、専攻を変更した後そのような不利となる点があってもなお、問題なく教養総合／共通教育科目・専門教育科目を履修し、卒業できる見込みと強い学習意欲がなくてはなりません。

選考の際に学習意欲の有無を判断する1つの要素は、すでに修得している単位数です。目安としては、

1年生は16単位以上、2年生は34単位以上、3年生は64単位以上修得していることが望ましいです(これはあくまでも目安ですから、これ以下の単位数でも専攻の変更が認められる場合があります)。

また、英語はどの専攻であっても必修科目ですから、きちんと履修・修得されているかどうかは、学習意欲を見る重要な材料になります。それ以外にも、授業への出欠状況や成績評価の状況なども選考の際には考慮されます。

なお、法律専攻と法律専門職専攻との間の変更に関しては、各年次で開講されている法律専門科目、特に憲法・民法・刑法等の基礎科目の履修状況および成績状況も、専攻の変更の可否を判断する場合の要素の1つになります。

4. 専攻を変更した場合におけるカリキュラム・履修上の主な留意事項(平成30年度入学者以降)

平成30年度入学者より新カリキュラムとなりました。原則は、修得単位は読み替えますが、同じ科目名であっても、単位数や開講年次などが異なる場合、科目の性質が異なる関係で認定できない科目もあります。そのため、単位の修得状況により、認定内容も異なりますので、ご不明な場合には予めご相談ください。

どの専攻からの変更であっても、変更先のカリキュラムが適用されます。そのため、変更先のカリキュラムにおいて、「2年次以降の履修は不可」となっている科目については履修できませんので、予め了承しておいてください。

※以下に記してあるものは、あくまでも、専攻の変更を考えるうえで、特に留意してもらいたい事項です。

したがって、専攻を変更した場合におけるカリキュラム・履修上のすべての変更点・事項について網羅的に記したものではありませんので、その点、注意してください。

(1)「法律専攻」→「法律専門職専攻」

〔2年次へ〕

- ① 「キャリア・プランニング」(法律専攻1年次開講・履修登録必須)については、単位修得していても、要卒単位には含まれなくなる。
- ② 「刑法総論(～H29)／刑法総論Ⅰ・Ⅱ(H30～)」(法律専門職専攻1年次開講)についての履修が遅れる。
- ③ 「基礎演習」・「刑事手続法概論」・「民事手続法概論」(いずれも法律専門職専攻1年次開講・履修登録必須)については、履修できない。
- ④ 「刑事訴訟法(～H29)／刑事訴訟法1A・1B(H30～)」(法律専門職専攻2年次以降開講)・「民事訴訟法(～H29)／民事訴訟法1A・1B(H30～)」(法律専門職専攻2年次以降開講)については、それぞれ「裁判法A(～H29)／刑事手続法概論(H30～)」(法律専攻科目)・「裁判法B(～H29)／民事手続法概論(H30～)」(法律専攻科目)の受講を前提とした授業が行なわれるため、その履修において、特に法律専攻所属時に「裁判法A／刑事手続法概論」・「裁判法B／民事手続法概論」を履修していない場合には、講義された内容を知らずに授業を受けることになる。

〔3年次へ〕

- ① 「基礎演習」・「刑事手続法概論」・「民事手続法概論」（いずれも法律専門職専攻1年次開講・履修登録必須）と「判例演習」（法律専門職専攻2年次開講・履修登録必須）については、履修できない。
- ② 「キャリア・プランニング」（法律専攻1年次開講・履修登録必須）については、単位修得していても、要卒単位には含まれなくなる。
- ③ 「メディア論」・「社会運動論」・「政治家論」・「政党論」（いずれも法律専攻2年次開講）については、単位修得していても、要卒単位上、専門教育科目ではなく、全学オープン科目としてカウントされる。
- ④ 「刑事訴訟法（～H29）／刑事訴訟法1A・1B（H30～）」（法律専門職専攻2年次以降開講）・「民事訴訟法（～H29）／民事訴訟法1A・1B（H30～）」（法律専門職専攻2年次以降開講）については、それぞれ「裁判法A（～H29）／刑事手続法概論（H30～）」（法律専攻科目）・「裁判法B（～H29）／民事手続法概論（H30～）」（法律専攻科目）の受講を前提とした授業が行なわれるため、その履修において、特に法律専攻所属時に「裁判法A／刑事手続法概論」・「裁判法B／民事手続法概論」を履修していない場合には、講義された内容を知らずに授業を受けることになる。
- ⑤ 演習科目（法律専門職専攻3～4年次開講）については、その履修につき一定の基礎科目をすでに単位修得していることが前提となっている（「争点研究演習」を除く。どの基礎科目を単位修得していないと、どの演習科目を履修できないかの詳細については、履修要綱を参照のこと。）ので、変更前の単位修得状況によっては、履修できない演習科目が生じたり、あるいは、選択の幅が狭くなることもある。

（2）「法律専攻」→「政治専攻」

〔2年次へ〕

- ① 「キャリア・プランニング」・「裁判法A（～H29）／刑事手続法概論（H30～）」・「裁判法B（～H29）／民事手続法概論（H30～）」（いずれも法律専攻1年次開講）については、単位修得していても、要卒単位には含まれなくなる。
- ② 「基礎演習A」・「基礎演習B」・「現代社会論」・「現代の政治」（いずれも政治専攻1年次開講）については、必ず履修し単位修得しなくてはならない。（ただし、法律専攻所属時に「基礎演習」を単位修得している場合には、「基礎演習A」として認定される。）
- ③ 「演習Ⅰ」（政治専攻2年次開講）については、履修に先立ち前年度に選考・登録が行なわれているため、すでに定員を満たしている演習がある場合には、選択の幅が狭くなる。

〔3年次へ〕

- ① 「キャリア・プランニング」・「裁判法A（～H29）／刑事手続法概論（H30～）」・「裁判法B（～H29）／民事手続法概論（H30～）」（いずれも法律専攻1年次開講）と「判例演習（～H29）」（法律専攻2年次開講）については、単位修得していても、要卒単位には含まれなくなる。
- ② 「基礎演習A」・「基礎演習B」・「現代社会論」・「現代の政治」（いずれも政治専攻1年次開講）と「演習Ⅰ」（政治専攻2年次開講）については、必ず履修し単位修得しなくてはならない。（ただし、法律専攻所属時に「基礎演習」を単位修得している場合には、「基礎演習A」として認定される。）
- ③ 「演習Ⅰ」（政治専攻2年次開講）と「演習Ⅱ」（政治専攻3年次開講）については、履修に先立ち前年度に選考・登録が行なわれているため、すでに定員を満たしている演習がある場合には、選択の幅が狭くなる。

(3)「法律専門職専攻」→「法律専攻」

〔2年次へ〕

- ① 「キャリア・プランニング」(法律専攻1年次開講・履修登録必須)については、履修できない。

〔3年次へ、または、4年次へ〕

- ① 「キャリア・プランニング」(法律専攻1年次開講・履修登録必須)については、履修できない。
- ② 「法的思考A」と「法哲学A」の両方をすでに単位修得している場合には「法的思考A」が、「法的思考B」と「法哲学B」の両方をすでに単位修得している場合には「法的思考B」が、「現代外国法事情A」と「外国法A」の両方をすでに単位修得している場合には「現代外国法事情A」が、「現代外国法事情B」と「外国法B」の両方をすでに単位修得している場合には「現代外国法事情B」が、要卒単位に含まれなくなる。
- ③ 「演習」(法律専攻3・4年次開講)については、前年度に第1次および第2次募集が行われるため、第3次募集を行わない演習には原則として参加できず、選択の幅が狭くなる。

(4)「法律専門職専攻」→「政治専攻」

〔2年次へ〕

- ① 「刑事手続法概論」・「民事手続法概論」(いずれも法律専門職専攻1年次開講・履修登録必須)、「判例演習」(法律専門職専攻2年次開講・履修登録必須)および「現代外国法事情A」・「現代外国法事情B」については、単位修得していても、要卒単位には含まれなくなる。
- ② 「基礎演習A」・「基礎演習B」・「現代社会論」・「現代の政治」(いずれも政治専攻1年次開講)については、必ず履修し単位修得しなくてはならない。(ただし、「基礎演習」を単位修得している場合には、「基礎演習A」として認定される。)
- ③ 「演習Ⅰ」(政治専攻2年次開講)については、履修に先立ち前年度に選考・登録が行なわれているため、すでに定員を満たしている演習がある場合には、選択の幅が狭くなる。

〔3年次へ〕

- ① 「刑事手続法概論」・「民事手続法概論」(いずれも法律専門職専攻1年次開講・履修登録必須)、「判例演習」(法律専門職専攻2年次開講・履修登録必須)および「現代外国法事情A」・「現代外国法事情B」については、単位修得していても、要卒単位には含まれなくなる。
- ② 「刑事訴訟法(～H29)／刑事訴訟法1A・1B(H30～)」(法律専門職専攻2年次以降開講)・「民事訴訟法(～H29)／民事訴訟法1A・1B(H30～)」(法律専門職専攻2年次以降開講)については、単位修得していても、要卒単位上、専門教育科目ではなく、全学オープン科目としてカウントされる。
- ③ 「基礎演習A」・「基礎演習B」・「現代社会論」・「現代の政治」(いずれも政治専攻1年次開講)と「演習Ⅰ」(政治専攻2年次開講)については、必ず履修し単位修得しなくてはならない。(ただし、「基礎演習」を単位修得している場合には、「基礎演習A」として認定される。)
- ④ 「演習Ⅰ」(政治専攻2年次開講)と「演習Ⅱ」(政治専攻3年次開講)については、履修に先立ち前年度に選考・登録が行なわれているため、すでに定員を満たしている演習がある場合には、選択の幅が狭くなる。
- ⑤ 「法的思考A」と「法哲学A」の両方をすでに単位修得している場合には「法的思考A」が、「法的思考

B」と「法哲学B」の両方をすでに単位修得している場合には「法的思考B」が、要卒単位に含まれなくなる。

(5)「政治専攻」→「法律専攻」

〔2年次へ〕

- ① 「キャリア・プランニング」(法律専攻1年次開講・履修登録必須)については、履修できない。
- ② 「基礎演習B」・「現代社会論」・「現代の政治」(いずれも政治専攻1年次開講)と「政治インターンシップ」(政治専攻1～4年次開講)については、単位修得していても、要卒単位には含まれなくなる。
- ③ 「経済理論入門」(政治専攻1年次開講)については、単位修得していても、要卒単位上、専門教育科目ではなく、共通教育科目としてカウントされる。

〔3年次へ〕

- ① 「キャリア・プランニング」(法律専攻1年次開講・履修登録必須)と「裁判法A(～H29)／刑事手続法概論(H30～)」・「裁判法B(～H29)／民事手続法概論(H30～)」(いずれも法律専攻1年次開講)については履修できない。
- ② 「基礎演習B」・「現代社会論」・「現代の政治」(いずれも政治専攻1年次開講)と「オムニバス・セミナーI～IV」(いずれも政治専攻2～4年次開講)と「政治インターンシップ」(政治専攻1～4年次開講)については、単位修得していても、要卒単位には含まれなくなる。
- ③ 「経済理論入門」(政治専攻1年次開講)は単位修得していても、要卒単位上、専門教育科目ではなく共通教育科目としてカウントされ、「マクロ経済I」・「ミクロ経済I」・「財政の基礎」(いずれも政治専攻2～4年次開講)については全学オープン科目としてカウントされる。
- ④ 「演習」(法律専攻3・4年次開講)については、履修に先立ち前年度に第1次および第2次募集が行われるため、第3次募集を行わない演習には原則として参加できず、選択の幅が狭くなる。

〔4年次へ〕

- ① 「キャリア・プランニング」(法律専攻1年次開講・履修登録必須)と「裁判法A(～H29)／刑事手続法概論(H30～)」・「裁判法B(～H29)／民事手続法概論(H30～)」(いずれも法律専攻1年次開講)については履修できない。
- ② 「基礎演習B」・「現代社会論」・「現代の政治」(いずれも政治専攻1年次開講)と「オムニバス・セミナーI～IV」(いずれも政治専攻2～4年次開講)と「政治インターンシップ」「フィールドワーク」(いずれも政治専攻1～4年次開講)と「スタディ・ペーパー」(政治専攻3～4年次開講)については、単位修得していても、要卒単位には含まれなくなる。
- ③ 「経済理論入門」(政治専攻1年次開講)は単位修得していても、要卒単位上、専門教育科目ではなく共通教育科目としてカウントされ、「マクロ経済I」・「ミクロ経済I」・「財政の基礎」(いずれも政治専攻2～4年次開講)については全学オープン科目としてカウントされる。
- ④ 「演習」(法律専攻3・4年次開講)については、履修に先立ち前年度に第1次および第2次募集が行われるため、第3次募集を行わない演習には原則として参加できず、選択の幅が狭くなる。

(6)「政治専攻」→「法律専門職専攻」

〔2年次へ〕

- ① 「基礎演習」・「刑事手続法概論」・「民事手続法概論」（いずれも法律専門職専攻1年次開講・履修登録必須）については、履修できない。
- ② 「基礎演習B」・「現代社会論」・「現代の政治」（いずれも政治専攻1年次開講）と「政治インターンシップ」（政治専攻1～4年次開講）については、単位修得していても、要卒単位には含まれなくなる。
- ③ 「経済理論入門」（政治専攻1年次開講）については、単位修得していても、要卒単位上、専門教育科目ではなく、共通教育科目としてカウントされる。
- ④ 「刑法総論（～H29）／刑法総論Ⅰ・Ⅱ（H30～）」（法律専門職専攻では1年次開講）についての履修が遅れる。
- ⑤ 「刑事訴訟法（～H29）／刑事訴訟法1A・1B（H30～）」（法律専門職専攻2年次以降開講）・「民事訴訟法（～H29）／民事訴訟法1A・1B（H30～）」（法律専門職専攻2年次以降開講）については、それぞれ「刑事手続法概論」・「民事手続法概論」の受講を前提とした授業が行なわれるため、その履修において、概論で講義された内容を知らずに授業を受けることになる。

〔3年次へ〕

- ① 「基礎演習」・「刑事手続法概論」・「民事手続法概論」（いずれも法律専門職専攻1年次開講・履修登録必須）と「判例演習」（法律専門職専攻2年次開講・履修登録必須）については、履修できない。
- ② 「基礎演習B」・「現代社会論」・「現代の政治」（いずれも政治専攻1年次開講）と「オムニバス・セミナーⅠ～Ⅳ」・「演習Ⅰ」（いずれも政治専攻2年次開講）と「政治インターンシップ」（政治専攻1～4年次開講）については、単位修得していても、要卒単位には含まれなくなる。
- ③ 「経済理論入門」（政治専攻1年次開講）は単位修得していても、要卒単位上、専門教育科目ではなく共通教育科目としてカウントされ、「メディア論」・「社会運動論」・「政治家論」・「政党論」・「マクロ経済Ⅰ」・「ミクロ経済Ⅰ」・「財政の基礎」（いずれも政治専攻2～4年次開講）については全学オープン科目としてカウントされる。
- ④ 「刑法総論（～H29）／刑法総論Ⅰ・Ⅱ（H30～）」（法律専門職専攻では1年次開講）についての履修が遅れる。
- ⑤ 「刑事訴訟法（～H29）／刑事訴訟法1A・1B（H30～）」（法律専門職専攻2年次以降開講）・「民事訴訟法（～H29）／民事訴訟法1A・1B（H30～）」（法律専門職専攻2年次以降開講）については、それぞれ「刑事手続法概論」・「民事手続法概論」の受講を前提とした授業が行なわれるため、その履修において、概論で講義された内容を知らずに授業を受けることになる。
- ⑥ 演習科目（法律専門職専攻3・4年次開講）については、その履修につき一定の基礎科目をすでに単位修得していることが前提となっている（どの基礎科目を単位修得していないと、どの演習科目を履修できないかについての詳細は、履修要綱を参照のこと。）ので、変更前の単位修得状況によっては、履修できない演習科目が生じたり、あるいは、選択の幅が狭くなることもある。